

## 検査料等の点数の取扱いについて

(厚生労働省保険局医療課長・厚生労働省保険局歯科医療管理官より通知)

平成 26 年 12 月 26 日付け保医発 1226 第 1 号)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成 26 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 3 号)の一部を下記のとおり改正

(平成 27 年 1 月 1 日から適用)

記

- 1 別添 1 第 2 章第 3 部第 1 節第 1 款 D 2 1 5 - 2 肝硬度測定を次のように改める。
  - (1) 肝硬度測定は、汎用超音波画像診断装置のうち、使用目的、効能又は効果として、肝臓の硬さについて、非侵襲的に計測するものとして薬事法上の承認を得ているものを使用し、肝硬変の患者(肝硬変が疑われる患者を含む。)に対し、肝臓の硬さを非侵襲的に測定した場合に、原則として 3 月に 1 回に限り算定する。ただし、医学的な必要性から 3 月に 2 回以上算定する場合には、診療報酬明細書の摘要欄にその理由及び医学的根拠を詳細に記載すること。
  - (2) Mac-2 結合蛋白(M2BP)糖鎖修飾異性体
    - ア Mac-2 結合蛋白(M2BP)糖鎖修飾異性体は、区分番号「D 2 1 5 - 2」肝硬度測定の所定点数に準じて算定する。
    - イ 本検査は、2ステップサンドイッチ法を用いた化学発光酵素免疫測定法により、慢性肝炎又は肝硬変の患者(疑われる患者を含む。)に対して、肝臓の線維化進展の診断補助を目的に実施した場合に算定する。
    - ウ 本検査と区分番号「D 0 0 7」血液化学検査「38」のプロコラーゲンⅢ-ペプチド(P-Ⅲ-P)若しくはⅣ型コラーゲン、同区分「40」のⅣ型コラーゲン・7S、同区分「43」のヒアルロン酸又は同区分「51」のプロリルヒドロキシラーゼ(PH)を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- 2 別添 1 第 2 章第 13 部第 1 節 N 0 0 2 免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製の(7)を(8)、(6)を(7)とし、(5)の次に次のように加える。
  - (6) CD30
    - ア CD30は、区分番号「N 0 0 2」免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製「6」その他(1臓器につき)の所定点数に準じて算定する。
    - イ 本標本作製は、HQ リンカーを用いた免疫組織化学染色法により、悪性リンパ腫の診断補助を目的に実施した場合に算定する。

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」

(平成 26 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 3 号)

改正後	現行
<p>別添 1 医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第 2 章 特掲診療料 第 3 部 検査</p> <p>D 2 1 5 - 2 肝硬度測定</p> <p><u>(1) 肝硬度測定は、汎用超音波画像診断装置のうち、使用目的、効能又は効果として、肝臓の硬さについて、非侵襲的に計測するものとして薬事法上の承認を得ているものを使用し、肝硬変の患者（肝硬変が疑われる患者を含む。）に対し、肝臓の硬さを非侵襲的に測定した場合に、原則として3月に1回に限り算定する。ただし、医学的な必要性から3月に2回以上算定する場合には、診療報酬明細書の摘要欄にその理由及び医学的根拠を詳細に記載すること。</u></p> <p><u>(2) Mac-2 結合蛋白 (M2BP) 糖鎖修飾異性体</u></p> <p><u>ア Mac-2 結合蛋白 (M2BP) 糖鎖修飾異性体は、区分番号「D 2 1 5 - 2」肝硬度測定の前記点数に準じて算定する。</u></p> <p><u>イ 本検査は、2ステップサンドイッチ法を用いた化学発光酵素免疫測定法により、慢性肝炎又は肝硬変の患者（疑われる患者を含む。）に対して、肝臓の線維化進展の診断補助を目的に実施した場合に算定する。</u></p>	<p>別添 1 医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第 2 章 特掲診療料 第 3 部 検査</p> <p>D 2 1 5 - 2 肝硬度測定</p> <p>汎用超音波画像診断装置のうち、使用目的、効能又は効果として、肝臓の硬さについて、非侵襲的に計測するものとして薬事法上の承認を得ているものを使用し、肝硬変の患者（肝硬変が疑われる患者を含む。）に対し、肝臓の硬さを非侵襲的に測定した場合に、原則として3月に1回に限り算定する。ただし、医学的な必要性から3月に2回以上算定する場合には、診療報酬明細書の摘要欄にその理由及び医学的根拠を詳細に記載すること。</p> <p>新設</p>

<p><u>ウ</u> <u>本検査と区分番号「D007」血液化学検査「38」のプロコラーゲン-III-ペプチド(P-III-P)若しくはIV型コラーゲン、同区分「40」のIV型コラーゲン・7S、同区分「43」のヒアルロン酸又は同区分「51」のプロリルヒドロキシラーゼ(PH)を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。</u></p> <p>第13部 病理診断</p> <p>N002 免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6) CD30</u></p> <p><u>ア CD30は、区分番号「N002」免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製「6」その他(1臓器につき)の所定点数に準じて算定する。</u></p> <p><u>イ 本標本作製は、HQリンカーを用いた免疫組織化学染色法により、悪性リンパ腫の診断補助を目的に実施した場合に算定する。</u></p> <p><u>(7)～(8) 略</u></p>	<p>第13部 病理診断</p> <p>N002 免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>新設</p> <p><u>(6)～(7) 略</u></p>
---	---

(厚生労働省保険局医療課長・厚生労働省保険局歯科医療管理官より通知

平成27年1月30日付け保医発0130第1号)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成26年3月5日付け保医発0305第3号)の一部を下記のとおり改正

(平成27年2月1日から適用)

記

1 別添1第2章第3部第1節第1款D014自己抗体検査の(24)を(25)とし、(19)から(23)を(20)から(24)とし、(18)の次に次のように加える。

(19) IgG<sub>2</sub>

ア IgG<sub>2</sub>は、区分番号「D014」自己抗体検査「29」IgG<sub>4</sub>の所定点数に準じて算定する。

イ 本検査は、ネフェロメトリー法による。

ウ 本検査は、原発性免疫不全等を疑う場合に算定する。なお、本検査を算定するに当たっては、その理由及び医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

2 別添1第2章第13部第1節N005-2ALK融合遺伝子標本作製を次のように改める。

(1) ALK融合遺伝子標本作製は、ALK阻害剤の投与の適応を判断することを目的として、FISH法により遺伝子標本作製を行った場合に、当該薬剤の投与方針の決定までの間に1回を限度として算定する。

(2) BRAF V600

ア BRAF V600は、区分番号「N005-2」ALK融合遺伝子標本作製の所定点数に準じて算定する。

イ 本検査は、根治切除不能な悪性黒色腫患者に対して、BRAF阻害剤の投与の適応を判断することを目的として、リアルタイムPCR法により行った場合に、当該薬剤の投与方針の決定までの間に1回を限度として算定する。

(参考：新旧対照表)

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」

(平成26年3月5日付け保医発0305第3号)

改正後	現行
別添1 医科診療報酬点数表に関する事項	別添1 医科診療報酬点数表に関する事項
第2章 特掲診療料	第2章 特掲診療料
第3部 検査	第3部 検査
第1節 検体検査料	第1節 検体検査料
第1款 検体検査実施料	第1款 検体検査実施料
D014 自己抗体検査	D014 自己抗体検査
(1)～(18) 略	(1)～(18) 略
<u>(19) IgG<sub>2</sub></u>	<u>新設</u>
<u>ア IgG<sub>2</sub>は、区分番号「D014」自己抗体検査「29」IgG<sub>4</sub>の所定点数に準じて算定する。</u>	

イ 本検査は、ネフエロメトリー法による。

ウ 本検査は、原発性免疫不全等を疑う場合に算定する。なお、本検査を算定するに当たっては、その理由及び医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

(20) ~ (25) 略

第13部 病理診断

第1節 病理標本作製料

N005-2 ALK融合遺伝子標本作製

(1) ALK融合遺伝子標本作製は、ALK阻害剤の投与の適応を判断することを目的として、FISH法により遺伝子標本作製を行った場合に、当該薬剤の投与方針の決定までの間に1回を限度として算定する。

(2) BRAF V600

ア BRAF V600は、区分番号「N005-2」ALK融合遺伝子標本作製の所定点数に準じて算定する。

イ 本検査は、根治切除不能な悪性黒色腫患者に対して、BRAF阻害剤の投与の適応を判断することを目的として、リアルタイムPCR法により行った場合に、当該薬剤の投与方針の決定までの間に1回を限度として算定する。

(19) ~ (24) 略

第13部 病理診断

第1節 病理標本作製料

N005-2 ALK融合遺伝子標本作製

ALK融合遺伝子標本作製は、ALK阻害剤の投与の適応を判断することを目的として、FISH法により遺伝子標本作製を行った場合に、当該薬剤の投与方針の決定までの間に1回を限度として算定する。

新設

(1) 国民健康保険

(2) 退職者医療

区分	国民健康保険				退職者医療				
	決定件数 (処方箋枚数)	日数	決定点数	平均点数 (1件当たり)	決定件数 (処方箋枚数)	日数	決定点数	平均点数 (1件当たり)	
医科	入院	27,911	422,575	1,493,339,376	53,503.61	952	13,093	53,246,529	55,931.23
	入院外	1,083,645	1,681,141	1,463,119,125	1,350.18	40,485	62,567	62,230,596	1,537.13
歯科	入院	154	1,275	5,516,288	35,820.05	6	34	177,654	29,609.00
	入院外	273,475	515,007	332,800,241	1,216.93	11,285	20,987	13,226,640	1,172.05
調剤	699,899	842,170	794,332,291	1,134.92	25,843	30,617	30,857,883	1,194.05	
訪問看護	1,818	11,085	121,444,910	66,801.38	69	461	4,849,600	70,284.06	
支払総額		2,086,902	30,229,329,034			78,640	1,122,694,828		

(3) 後期高齢者医療

区分	後期高齢者医療				
	決定件数 (処方箋枚数)	日数	決定点数	平均点数 (1件当たり)	
医科	入院	36,670	615,297	1,935,237,031	52,774.39
	入院外	786,943	1,373,339	1,215,748,509	1,544.90
歯科	入院	82	660	2,752,403	33,565.89
	入院外	129,939	254,131	171,250,725	1,317.93
調剤	538,101	687,630	789,552,504	1,467.29	
訪問看護	1,685	11,915	130,502,520	77,449.57	
支払総額		1,493,420	36,977,368,731		

(1) 国民健康保険

(2) 退職者医療

区分	国民健康保険				退職者医療				
	決定件数 (処方箋枚数)	日数	決定点数	平均点数 (1件当たり)	決定件数 (処方箋枚数)	日数	決定点数	平均点数 (1件当たり)	
医科	入院	27,384	425,291	1,505,703,807	54,984.80	960	13,438	54,442,712	56,711.16
	入院外	1,165,303	1,823,746	1,589,717,491	1,364.21	42,889	66,656	65,362,259	1,523.99
歯科	入院	127	1,023	4,915,604	38,705.54	8	90	444,230	55,528.75
	入院外	282,132	533,099	348,890,133	1,236.62	11,518	21,606	13,945,291	1,210.74
調剤	767,774	942,808	920,181,896	1,198.51	27,900	33,583	35,597,668	1,275.90	
訪問看護	1,819	11,850	127,979,020	70,356.80	67	489	5,133,110	76,613.58	
支払総額		2,244,539	32,306,431,799			83,342	1,190,832,603		

(3) 後期高齢者医療

区分	後期高齢者医療				
	決定件数 (処方箋枚数)	日数	決定点数	平均点数 (1件当たり)	
医科	入院	38,368	647,522	2,062,981,792	53,768.29
	入院外	830,814	1,464,303	1,299,761,730	1,564.44
歯科	入院	80	707	2,843,312	35,541.40
	入院外	135,211	267,343	180,054,537	1,331.66
調剤	578,810	756,392	909,109,821	1,570.65	
訪問看護	1,724	12,951	140,497,880	81,495.29	
支払総額		1,585,007	39,843,680,980		

◎お願い◎

**診療報酬請求書等の受付について**

**5月の診療報酬請求書等の受付締切日は、10日(日)です。**  
**(日曜日ですが開館し、9時から17時まで受付業務を行っております。)**

9日(土)は閉館しておりますのでご注意ください。  
 なお、特定健診・特定保健指導の請求は、**7日(木)**が受付締切日となります。  
 請求にあたっては一般診療報酬とは別封筒で、**事業課宛**にお願いします。

編集・発行人

発行 平成27年3月13日  
 発行所 千葉市稲毛区天台6丁目4番3号  
 千葉県国民健康保険団体連合会  
 電話 (043)254-7174  
 発行責任者 鈴木 善八  
 編集責任者 杉田 さと子  
 印刷所 (株)さくら印刷

資料

千葉県国民健康保険、保険者番号並びに被保険者証の記号・番号一覧表

(平成27年4月1日現在)

保険者名	保険者番号	被保険者証			法定外の給付
		記号	番号	有効期限(平成)	
千葉市			1桁～7桁	27年7月31日	
中央区	124016	31			
花見川区	124024	32			
稲毛区	124032	33			
若葉区	124040	34			
緑区	124057	35			
美浜区	124065	36			
銚子市	120022	銚			3桁～6桁
市川市	120030	市	7桁	27年7月31日	
船橋市	120048	船	2桁～7桁	27年7月31日	
館山市	120055	05	8桁	27年7月31日	
木更津市	120063	06	7桁	27年7月31日	
松戸市	120071	松	1桁～7桁－1桁	27年7月31日	
野田市	120089	野田	8桁	27年7月31日	
茂原市	120105	茂	6桁	27年7月31日	
成田市	120113	成田	6桁	27年7月31日	
佐倉市	120121	倉	6桁－1桁	27年7月31日	
東金市	120139	13	6桁	27年7月31日	
習志野市	120162	16	8桁	27年7月31日	
柏市	120170	柏	6桁	27年7月31日	
勝浦市	120188	18	8桁	27年7月31日	
市原市	120196	市原	7桁	27年7月31日	
流山市	120204	流	6桁	27年7月31日	
八千代市	120212	21	7桁	27年7月31日	
我孫子市	120220	我0～我9	8桁	28年7月31日	
鴨川市	120238	23	8桁	28年3月31日	
鎌ヶ谷市	120246	鎌	6桁	27年7月31日	
君津市	120253	君津	2桁～8桁	27年7月31日	
富津市	120261	富津	5桁	27年7月31日	
旭市	120279	27	8桁	28年3月31日	
いすみ市	120410	41	6桁	27年7月31日	
匝瑳市	120428	42	7桁	28年3月31日	
南房総市	120436	43	7桁	28年7月31日	
香取市	120444	香	8桁	27年7月31日	
山武市	120451	45	6桁	27年7月31日	
浦安市	120519	浦	2桁～7桁	27年7月31日	
四街道市	120543	54	8桁	27年7月31日	

※ 毎月、被保険者証の確認をお願いします。

保険者名	保険者番号	被保険者証			法定外の給付
		記号	番号	有効期限(平成)	
酒々井町	120550	酒〇〇	4桁	27年7月31日	
八街市	120568	56	4桁～5桁	27年9月30日	【結核10割】
富里市	120576	里	6桁－1桁	27年9月30日	
白井市	120592	井	6桁	27年7月31日	
印西市	120600	印	6桁	27年7月31日	
栄町	120626	栄	6桁	28年3月31日	
神崎町	120642	64	7桁	27年7月31日	
多古町	120691	多	5桁	27年9月30日	
東庄町	120717	71	7桁	27年7月31日	
大網白里市	120766	76	6桁	27年7月31日	
九十九里町	120774	77	6桁	27年7月31日	
芝山町	120832	83	6桁	27年7月31日	
一宮町	120840	84	8桁	27年7月31日	
睦沢町	120857	睦	6桁	27年7月31日	
長生村	120865	86	8桁	27年7月31日	
白子町	120873	87	8桁	27年7月31日	
長柄町	120881	88	8桁	27年7月31日	
長南町	120899	89	8桁	27年7月31日	
大多喜町	120907	90	8桁	27年7月31日	
御宿町	120923	御	7桁	27年7月31日	
鋸南町	120972	97	6桁	28年3月31日	
袖ヶ浦市	121046	袖	7桁	27年7月31日	
横芝光町	121053	横芝光	6桁	27年7月31日	
県医師国保組合	123018	千医国01～千医国23	第1種組合員 1桁～3桁 第2種組合員 1桁～3桁－2桁～3桁	29年3月31日	
県歯科医師国保組合	123026	千歯国01～千歯国10 千歯国12～千歯国22	第1種組合員 1桁～3桁 第2種組合員 1桁～3桁－1桁～3桁	29年3月31日	
県薬剤師国保組合	123034	38	8桁	27年9月30日	

※ 当該一覧表は、平成27年4月1日現在の調査により作成したものです。被保険者証の切替時（有効期限を参照）には表記より記号・番号（桁数等）が変更になる場合もあります。毎月の被保険者証の提示喚起及び確認をお願いいたします。